

○「特定口座約款」新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です。)

変更後	変更前
<p>(特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>第3条 <u>上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</u>において行います。</p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ お客さまが<u>相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)</u>又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した<u>当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社に開設されているお客さまの特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</u></p> <p>⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、<u>株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行う上場株式等</u></p> <p>⑦ 特定口座内上場株式等につき、<u>株式無償割当て、新株予約権</u></p>	<p>(特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>第3条 <u>特定口座に係る上場株式等の記載若しくは記録又は保管の委託は、特定保管勘定において行います。</u></p> <p>(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ お客さまが<u>贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)</u>又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した<u>上場株式等のうち、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等であった上場株式等又は特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされていた上場株式等(引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はこれらの口座に保管の委託がされているものに限り、)</u>で、<u>租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項第3号イ及びロに規定する要件を満たす方法により当社に開設されているお客さまの特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</u></p> <p>⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、<u>株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等</u></p> <p>⑦ 特定口座内保管上場株式等につき、<u>会社法第185条に規定す</u></p>

無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われる上場株式等

- ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限りします。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われる上場株式等

⑨～⑩（現行どおり）

- ⑪ 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の 4 第 1 項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第 2 項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われる上場株式等

⑫～~~⑭~~（現行どおり）

（譲渡の方法）

第 7 条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれかにより行います。

（削除）

（削除）

る株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当てに係る上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等

- ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含み、当該法人の株主等に合併法人の株式等又は合併親法人の株式等のいずれか一方のみの交付がされるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式等又は合併親法人の株式等及び当該法人の株主等に対する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する株主等に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含みます。）に限りします。）により取得する当該合併法人の株式等又は合併親法人の株式等で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等

⑨～⑩（省 略）

- ⑪ 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の 4 第 1 項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくはその親法人の株式又は同条第 2 項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行う上場株式等

⑫～~~⑭~~（省 略）

（譲渡の方法）

第 7 条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、各号に定める方法のいずれかにより行うものとします。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第 37 条の 10 第 4 項の規定により譲渡とみなされる場合を含みます。

① 当社への売委託による方法

② 当社に対して譲渡する方法

(削 除)

(削 除)

(年間取引報告書等の送付)

第 14 条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに交付いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。

3 当社は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通をお客さまに交付し、1 通を税務署に提出いたします。

4 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、その年中にお客さまが開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客さまからの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付いたします。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第 19 条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当した時には、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る 1 単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は特定口座内における上場株式等の譲渡損益の計算に含まれません。

③ 上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項 (同法附則第 86 条第 1 項においてなお従前の例によるときされる旧商法第 220 条の 6 第 1 項の場合を含みます。) の規定に基づいて行われる端株又は一単元の株式に満たない数の株式 (登録株を除きます。) の譲渡について、当社を経由して当該譲渡に係る買取請求をする方法

④ 前各号のほか関係法令に定める方法

(年間取引報告書等の送付)

第 14 条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の規定により、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客さまに交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。

2 前項の規定にかかわらず、当社はその年中に上場株式等の譲渡及び配当等の受入れがなかった特定口座については、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項の規定により、特定口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。ただし、お客さまから請求があるときには交付します。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

附 則

平成 27 年 12 月 31 日現在で、当社がお客さまからお預りしている公社債及び公社債投資信託（外国公社債及び外国公社債投資信託を含みます。）のうち、当社において取得日及び取得価格が判明しているものについては、当社が定める所定の期日までにお客さまから特段のお申出がない場合には、法令等の定めるところにより、平成 28 年 1 月 1 日付けで自動的に特定保管勘定に受け入れるものとしします。

この改訂は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(新 設)

この改訂は、平成 25 年 12 月 31 日から施行する。

※次の変更等につきましては、新旧対照表への記載を省略しております。

- ・法改正に伴う租税特別措置法等の条番号等の変更、約款の条番号の変更
- ・「保管の委託」の「振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」への変更
- ・その他軽微な言い回しの変更

○「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です。)

変更後	変更前
<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第2条 当社はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るもの)に限ります。)のみを受入れます。</p> <p>① <u>租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)</u>で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 (現行どおり) <u>(削除)</u></p>	<p>(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p> <p>第2条 当社はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等(一般口座等の源泉徴収選択口座以外の取引口座に係るものを含みます。))をいいます。)に限ります。)のみを受入れます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 (省略) <u>(平成22年1月1日以前に開設した特定口座の取扱い)</u></p> <p>第7条 <u>平成22年1月1日においてお客さまが開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、平成22年1月1日以降最初に当該上場株式等の譲渡(信用取引等に係る差金決済を含みます。)</u>をする時又は上場株式等の配当等の支払が確定する日のい</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改訂は、<u>平成 28 年 1 月 1 日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;"><u>ずれか早い時までに、お客さまから源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改訂は、<u>平成 25 年 12 月 31 日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

※次の変更等につきましては、新旧対照表への記載を省略しております。

- ・法改正に伴う租税特別措置法等の条番号等の変更、約款の条番号の変更
- ・「保管の委託」の「振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」への変更
- ・その他軽微な言い回しの変更

○「特定管理口座約款」新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です。)

変更後	変更前
<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、特定口座を開設するお客さま（個人のお客さまに限ります。）がみずほ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される租税特別措置法第 <u>37 条の 11 の 2</u> に規定する特定管理口座について当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 本約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>3 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>① 特定管理口座 租税特別措置法第 <u>37 条の 11 の 2</u> の規定により、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式又は公社債につき、特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいいます。</p> <p>②～③ (現行通り)</p> <p>(特定管理口座における保管の委託等)</p> <p>第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合において、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなったときは、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座において振替口座簿に記載若しくは記録、又は保管を行います。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改訂は、<u>平成27年1月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(約款の趣旨等)</p> <p>第1条 この約款は、特定口座を開設するお客さま（個人のお客さまに限ります。）がみずほ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される租税特別措置法第 <u>37 条の 10 の 2</u> に規定する特定管理口座について当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 本約款に定めのない事項については、「みずほ証券の証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。</p> <p>3 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>① 特定管理口座 租税特別措置法第 <u>37 条の 10 の 2</u> の規定により、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいいます。</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>(特定管理口座における保管の委託等)</p> <p>第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合において、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなったときは、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座において振替口座簿に記載若しくは記録、又は保管（平成21年1月4日以前から引き続き特定管理口座で保管の委託がされている場合に限り。）を行います。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改訂は、<u>平成25年12月31日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

※次の変更等につきましては、新旧対照表への記載を省略しております。

- ・法改正に伴う租税特別措置法等の条番号等の変更、約款の条番号の変更
- ・「保管の委託」の「振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」への変更
- ・その他軽微な言い回しの変更